

# お 知 ら せ

## プリンタ用トナーカートリッジの取扱いについて

平素から調達課が発注する物品等に係る調達事務に御理解と御協力をいただきお礼を申し上げます。

さて、プリンタ用トナーカートリッジについては、現在、純正品やリサイクル品等の様々な形態の製品が流通しており、調達課としても商品の特定ができにくい状況となっております。

つきましては、今回、他官庁の実態やメーカー保証の有無などを確認した結果、今後は、次のとおり取り扱うこととしましたので御理解をお願いいたします。

### 記

- 1 調達課が各課の依頼に基づき発注するプリンタ用トナーカートリッジのうち、純正品又は純正リサイクル品の定義は、次のとおりです。  
(各部等が自ら発注するものを除く。)

純正品又は純正リサイクル品は、メーカー保証のある次の製品  
(1) 国内自社工場で生産し、国内で流通したもの  
(2) 海外自社工場で生産し、輸入したもの

- 2 納品の際の留意事項

メーカー保証の対象となる製品であることをメーカーに確認してから納品してください。

※メーカー保証とは、プリンタ本体の保証をいいます。